

施設の開設者および管理者の責務 (感染症法第5条第2項)

「病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設者および管理者は、当該施設において感染症が発生し、または、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

- 発生状況の把握
- 感染拡大の防止
- 医療処置
- 行政への報告
- 関係機関との連携



集団施設での感染症発生時の対応について

松山市保健所 保健予防課
感染症対策担当

1

健康管理・報告体制の整備

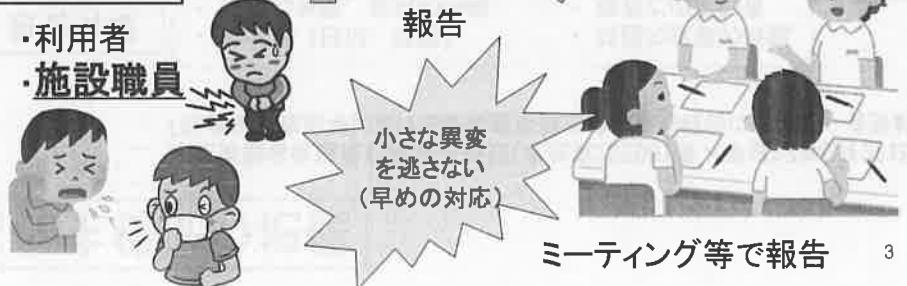
施設内の感染症の発生を迅速に把握できるように報告ルートや基準について整備しましょう。

施設の衛生措置

・来訪者の健康チェック
・施設職員への衛生教育

健康チェック

・利用者
・施設職員



3

報告体制の整備



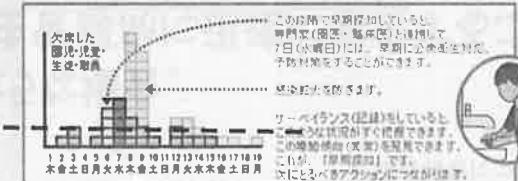
サーベイランスとは

1. 監視。見張り。
または監視制度。
2. 感染症・環境汚染・経済などの動向について専門機関が調査・監視を行うこと

感染症サーベイランス

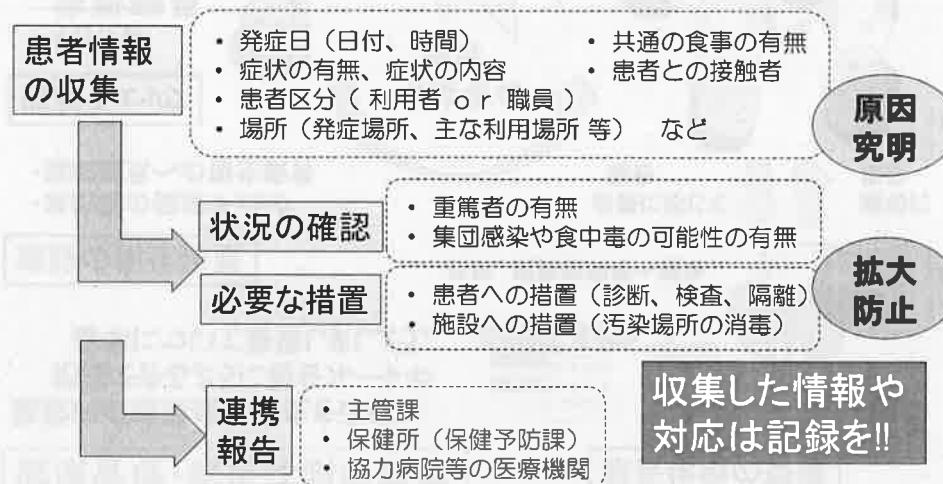
感染症の発生状況を調査・集計することにより、早期探知し、感染症のまん延予防に役立てるシステムのこと

小さな変化に気づくためにベースライン(基準)を決めておきましょう



発生状況の把握

厚生労働省老健局計画課長通知(老発第222001号／平成17年2月22日)
「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」を要約



5

感染拡大の防止

責任者は、主管課に報告しましょう。
協力病院や保健所に相談し、適切な
対応をしましょう。



・排泄物・嘔吐物の
適切な処理



感染症、食中毒の発生時
(疑い時含む)
感染拡大防止のため
速やかに対応を!!

・手洗いの徹底
・マスクの着用



・感染した職員の出勤停止
・感染した入所者の隔離



・施設内の消毒
(範囲、消毒剤の選択、消毒液の
濃度、使用方法を検討すること)

行政への報告

厚生労働省老健局計画課長通知
「社会福祉施設等における感染症等発生時
に係る報告について」

施設長は、次のような場合、
社会福祉施設等主管部局に迅速に報告すること。
あわせて保健所にも対応を相談すること

【報告要件】

- ①同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ②同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ③通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

6

感染症 感染伝播と発症

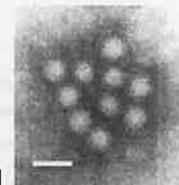


7

8

ノロウイルス

接触感染



■ノロウイルスによる感染症

- ・感染から発症まで(潜伏期)は平均1~2日

- ・嘔気、嘔吐、下痢、発熱などの症状

症状の出ない
不顕性感染者
の存在にも注意!!

■治療

- ・対症療法(治療薬はなし)

- ・嘔吐や下痢による電解質異常や脱水に注意

■特徴

- ・アルコールや乾燥に強い。(消毒は次亜塩素酸Na液)

- ・数十個~数百個で感染成立。

(便1gに数億、嘔吐物1gに数千万個ウイルスが含まれる。)

※回復後も糞便中にはウイルス排出が続く(2~3週間)

9

季節性インフルエンザ

飛沫・接触感染

■インフルエンザウイルスによる感染症

- ・感染から発症まで(潜伏期)は平均2日(1~4日)

- ・急激な高熱、咳、関節痛などの症状

■治療

- ・抗インフルエンザウイルス薬

- ・発症後48時間以内に服用

- ・濃厚接触者には予防投与を検討(医師に相談)

症状の出る1日前から
感染性あり。

前日の接触者は注意!!

■特徴

- ・アルコール消毒が可能

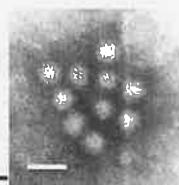
- ・感染者の中には重症化し、時に死亡することもある

※隔離解除の目安:発症後5日経過かつ解熱後2日経過

11

ノロウイルス

接触感染



■汚染源となる物・場所・箇所

- ・人の腸内でしか増えない。⇒糞便中に存在

- ・発症者の嘔吐物にも多量に含まれる。

- ・不顕性感染者の糞便にも含まれる。

(物)…糞便、嘔吐物、オムツ、処理後の手袋・エプロン

(場所)…トイレ、嘔吐した場所、患者が触った箇所

■施設内で発生した時の対応

- ・患者の隔離。(隔離の単位をどうするか:部屋、階)

- ・汚染が疑われる場所を中心に施設全体の消毒。

- ・重症者や高リスク者(嚥下障害など)の把握。

- ・標準予防策の徹底(特に手洗い)。特定範囲の消毒。

10

予防接種について

インフルエンザワクチン接種の主な目的は、
死者や重症者の発生を出来る限り減らすこと

■接種時期:

12月中旬までに接種を受けておくことが望ましい

■接種回数:

- ・13歳未満の人 : 2回

- ・13歳以上の人 : 原則1回

(著しく免疫反応が抑制されている者は、2回接種しても差し支えない)

■接種料金:

医療機関によって異なるので、要確認

■高齢者インフルエンザ予防接種

詳細は、松山市ホームページをご覧ください。

12

結核について

80歳以上の高齢者

特に
結核発症の
リスクが高い

- 高齢者の場合は、上記の症状がなくても発症している場合があります。
- 施設入所者に限らず、通所利用の方も年に1回はレントゲン検査を受けるよう勧めてください。



13

結核定期健康診断実施状況報告書

1. 対象施設

①老人保健施設

: 対象者は、職員

②社会福祉法第二条第二項第一号及び

第三号から第六号までに規定する施設

: 対象者は、職員と入所者(65歳以上)

2. 記載方法

貴施設の対象者に対し実施した健康診断について、記入。

3. 報告時期

毎年、健診実施終了(完了)後1か月以内を目安に報告。

4. 報告方法

松山市保健所 保健予防課まで、
ファックス又は郵送で提出。

15

施設において気を付けてほしいこと

●環境整備（部屋の換気、日当たり等）

※結核菌は日光など紫外線照射が殺菌になります。

●健康管理

- ・年に1度は胸部エックス線検査を受けましょう（利用者、職員）
- ・日々の健康観察

※高齢者の場合は食欲低下、体重減少、倦怠感等が主な症状です。誤嚥性肺炎との判別が難しいため注意が必要です。

●プライバシー、人権の保護

14

平成30年度 結核対策講演会

【一般演題】

松山市の結核の状況について

演者 松山市保健所医監 中村 清司

【特別講演】

「高齢者等の結核の早期発見と感染拡大防止のために支援者ができること」

講師 愛媛県総合保健協会診療所
所長 西村 一孝 先生

※詳細は、松山市ホームページ『結核対策講演会』で検索を!!

日時：平成30年11月1日(木曜日)19:00～21:00(受付18:30～)

場所：松山市保健所(萱町六丁目30-5) 6階大会議室

対象者：社会福祉施設関係者、医療機関関係者、関係行政担当者

費用：無料

申込：別紙申込用紙で電話・FAXで申込。(〆切：平成30年10月25日(木))

電話：089-911-1815 FAX:089-923-6062

16

【参考資料】

厚生労働省ホームページ

- ①「高齢者介護施設」で検索、
・『高齢者介護施設における感染対策マニュアル
(平成25年3月)』
- ②「ノロウイルスに関するQ&A」
- ③「インフルエンザ総合対策」で検索、
『平成28年度今冬のインフルエンザ総合対策について』
・『インフルエンザ施設内感染予防の手引き
(平成25年11月改訂)』
・『インフルエンザQ&A』
- ④高齢者における結核発病患者の早期発見対策について
(平成30年4月27日 厚労省通知)

